

山形県個人情報保護条例（関係条文抜粋）

平成12年10月13日
山形県条例第62号

○ 山形県個人情報保護運営審議会関係

（山形県個人情報保護運営審議会等の設置及び組織）

- 第26条 第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による実施機関の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県個人情報保護運営審議会（以下「県審議会」という。）及び山形県議会個人情報保護運営審議会（以下「議会審議会」という。）を置く。
- 2 県審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項について意見を述べることができる。
- 3 県審議会及び議会審議会は、それぞれ委員5人以内で組織する。

（委員）

- 第27条 県審議会の委員は学識経験のある者のうちから知事が、議会審議会の委員は議会の議員及び学識経験のある者のうちから議長が委嘱する。
- 2 県審議会及び議会審議会の委員の任期は、それぞれ2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

- 第28条 県審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、県審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

- 第29条 県審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。
- 5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

（庶務）

- 第30条 県審議会の庶務は、総務部において処理する。

（会長への委任）

- 第31条 前5条に定めるもののほか、県審議会の運営に関し必要な事項は、会長が県審議会に諮って定める。

○ 山形県個人情報保護運営審議会への諮問関係

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者及び県が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (3)～略～

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従わなければならぬ各大臣その他国の機関の指示（以下「国の機関の指示」という。）に基づくとき。
 - (3) 当該個人情報が本人により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (6) 所在不明、精神上の障がい（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神疾患をいう。）による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
 - (7) 他の実施機関から提供を受けるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立団体である地方独立行政法人を除く。第37条において同じ。）から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会（議会にあっては、山形県議会個人情報保護運営審議会。次項第3号及び次条第1項第8号において同じ。）の

意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当の理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定又は国の機関の指示に基づくとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等の規定又は国の機関の指示に基づくとき。
 - (3) 当該個人情報が本人により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供する場合で、利用し、又は提供することに相当の理由があると認められるとき。
 - (6) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (7) 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があると認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。